

大磯町環境保全活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び事業者と本町が協力して環境保全に資する取組を進め、多様な主体の参画による環境保全に資する活動が拡大されていくことにより、本町の美しい自然を守るとともに、人と自然が共生した持続可能なまちづくりが推進されるよう、本町において環境保全に資する活動を行う者の育成、助長を図るため、大磯町環境保全活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 本要綱により補助の対象とする事業は、前条の趣旨に規定する環境保全に資する取組を自発的、自立的に、営利を主たる目的としない公益性のある活動として行う場合であって、補助事業者のみの利益に限定されるのではなく広く町民若しくは事業者又は本町が行う事業に対して、前条に規定する趣旨の効果や訴求又は還元が期待できる事業として実施する、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 本町の地球温暖化・エネルギー対策に資する活動であって、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの推進、温室効果ガスの吸收源対策の推進又は気候変動への適応を図るため、これらにおける課題の解決や周知啓発等を含む効果促進についての取組又は研究の育成、助長を図る事業
 - (2) 本町の自然環境の維持・保全に資する活動であって、森林・里山の整備・保全、農地保全の推進、水辺保全の推進又は生物多様性の保全を図るため、これらにおける課題の解決や周知啓発等を含む効果促進についての取組又は研究の育成、助長を図る事業
 - (3) 本町の生活環境の保全に資する活動であって、健康で快適な生活環境の確保、大磯らしい景観の形成、快適で安全なまちづくりの推進又は歴史・文化の保全を図るため、これらにおける課題の解決や周知啓発等を含む効果促進についての取組又は研究の育成、助長を図る事業
 - (4) 本町の循環型社会の構築に資する活動であって、ごみの減量化の推進、ごみの資源化の推進、ごみの適正処理又はまちの美化の推進を図るため、これらにおける課題の解決や周知啓発等を含む効果促進についての取組又は研究の育成、助長を図る事業
 - (5) 本町の環境教育・学習の推進に資する活動であって、歴史・文化を大切にする人材の育成、環境学習・体験の機会の提供、普及啓発・情報発信の強化又は環境保全におけるパートナーシップの形成を図るため、これらにおける課題の解決や周知啓発等を含む効果促進についての取組又は研究の育成、助長を図る事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本要綱の補助対象としない。

- (1) 補助事業者が専ら対価や利益を得るために行う事業又はもっぱら財産を取得するために行う事業
- (2) 補助事業者が自ら管理すべき財産や物件又は廃棄物に関する事業
- (3) 法令等に規定される補助事業者の義務の履行に関する事業
- (4) 補助事業者が自らの生活や余暇又は業務を行う上で、単に経費の補填を行うなど、補助事業者に利益が限定される事業
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は、信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

3 補助事業者は、次に掲げる要件を満たす団体又は法人とする。

- (1) 団体の場合は、町内に住所を有する個人、町内の学校に在学している者又は町内の事業所等に勤務している者のいずれかの者で構成されていること。
- (2) 法人の場合は、町内に事業所を有していること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号の暴力団及び同条第3号の暴力団員でないこと。

（補助金の使途）

第3条 補助金の使途は、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費（本要綱以外の補助金又は交付金が充当される場合は当該補助又は交付の対象となる事業費を控除した額）の5割に相当する額を限度とし、当該年度の予算の範囲内で町長が別に定める。

（交付の制限）

第5条 補助事業者に対する補助金の交付は1年度につき、1回とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の交付申請は、大磯町環境保全活動推進補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 大磯町環境保全活動推進補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 当該事業（補助対象外経費を含む。）にかかる収支予算見込書
- (3) 活動実績が分かる書類
- (4) 団体又は事業者の場合は、当該団体又は当該事業者の規約、会則、定款、役員名簿、設立趣旨その他の組織機構が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町環境保全活動推進補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町環境保全活動推進補助金変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町環境保全活動推進補助金変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止するときは、速やかに大磯町環境保全活動推進補助金中止承認申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町環境保全活動推進補助金中止承認（不承認）通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町環境保全活動推進補助金実績報告書（第8号様式）により、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 大磯町環境保全活動推進補助金事業報告書（第9号様式）
- (2) 当該事業（補助対象外経費を含む。）にかかる収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町環境保全活動推進補助金確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 規則第11条の交付の請求は、大磯町環境保全活動推進補助金交付請求書（第11号様式）によるものとする。

(事業結果の報告)

第12条 町長は、補助事業者が実施する事業について必要があると認めるときは、補助事業者を呼び、事業結果の報告を行うことができるものとする。

2 前項の報告は、補助事業者が作成した資料を町ホームページに掲載することをもって代えることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する事業結果の報告会、補助事業の実績に対して町が実

施する調査及び補助事業による効果検証等を目的に町が実施する調査に協力するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(大磯町美化推進活動補助金交付要綱の廃止)
- 2 大磯町美化推進活動補助金交付要綱（平成28年大磯町告示第9号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

経費項目	補助対象となる経費の例
謝 金	外部講師、指導者等に対する会議出席のお礼、活動協力のお礼等 ※補助事業者の構成員に対する謝礼や支払先が明確でない金券等は対象外とする。
旅 費	講師等に支払う活動場所までの交通費、会議出席のための交通費、事業実施に伴い必要不可欠と認められる交通費等 ※事業の参加者の交通費等は対象外とする。
消 耗 品 費	チラシ・パンフレット等の用紙代又は材料代、会議資料、活動資料等 工具・器具に係る消耗品等 ※事業以外で使用する消耗品は対象外とする。
燃 料 費	工具・器具及び車両等に使用する燃料費
印刷製本費	活動事業の募集案内、広報ポスター、パンフレット、活動資料のコピー又は冊子作成のための印刷製本費、事業実施に伴い必要不可欠と認められる印刷製本費等 ※事業以外で使用する資料や冊子作成等に係る印刷製本費は対象外とする。
通信運搬費	事業実施に伴い必要な募集案内、活動資料等を送付するための切手代、物品宅配便料等
使 用 料	事業実施に伴い必要な会場又は施設の使用料、機具等の使用料、車両の借上料、自動車通行料等
手 数 料	事業実施に伴い必要不可決と認められる手数料
保 険 料	活動事業に係る損害保険料、イベントを行う場合の来場者保険、事業実施に伴い必要な保険等 ※事業参加者の個別の損害保険料等は対象外とする。
そ の 他	上記の項目以外で、事業実施に伴い必要不可欠と認められる経費

第1号様式（第6条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金交付申請書

年　月　日

大磯町長 殿

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

年度において事業を実施したいので、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付決定に当たり、町税等の納付状況、暴力団及び暴力団員でないことを確認することについて同意します。また第12条に基づく事業結果の報告等に協力します。

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 大磯町環境保全活動推進補助金事業計画書（第2号様式）
 - (2) 当該事業（補助対象外経費を含む。）にかかる収支予算見込書
 - (3) 活動実績が分かる書類
 - (4) 団体又は事業者の場合は、当該団体又は当該事業者の規約、会則、定款、役員名簿、設立趣旨その他の組織機構が分かる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める種類
- ()

第2号様式（第6条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金事業計画書

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

1. 補助事業として課題解決、効果促進、研究等に取り組む分野

1	地球温暖化・エネルギー対策
2	自然環境の維持・保全
3	生活環境の保全
4	循環型社会の構築
5	環境教育・学習の推進

(該当する番号に○印をつけてください)

2. 補助事業で取り組む本町の環境保全に関する課題と補助事業における達成目標

課題：

達成目標：

3. 補助事業の目的、内容、事業の遂行に関する計画

4. 補助事業の実施により町民や町事業に対して期待できる環境保全上の効果

5. 補助事業を行う主な場所、期間

場所：	年	月	日	～	年	月	日
-----	---	---	---	---	---	---	---

※その他、説明に必要な書類を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで申請のあった大磯町環境保全活動推進補助金について、
次のとおり決定したので通知します。

1 交付の可否 交付する 交付しない

2 交付決定額 _____ 円

3 補助条件

この補助金は、大磯町補助金等交付規則及び大磯町環境保全活動推進補助金交付要綱に規定する事項を条件として補助する。

4 補助金を交付しない場合の理由

第4号様式（第8条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金変更承認申請書

年　月　日

大磯町長 殿

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった大磯町環境保全活動推進
補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経費の配分		
交付申請額	円 (※交付決定額を記載してください。)	円

2 変更の理由

3 添付資料（経費の配分又は交付申請額の変更の場合は、積算書類を添付）

第5号様式（第8条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで申請のあった大磯町環境保全活動推進補助金に係る補助事業の変更の承認について、次のとおり承認したので通知します。

承認する

(1) 既交付決定額 _____円

(2) 変更承認の対象 変更承認の対象は、大磯町環境保全活動推進補助金変更承認申請書に記載のとおりとする。

(3) 変更後交付決定額 _____円

承認しない

承認しない理由 _____

第6号様式（第8条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金中止承認申請書

年　月　日

大磯町長 殿

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった大磯町環境保全活動推進
補助金に係る補助事業を次のとおり中止したいので、承認を受けたく申請します。

中止の理由（具体的に記載すること。）

第7号様式（第8条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金中止承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付で申請のあった大磯町環境保全活動推進補助金に係る補助事業の中止の承認について、次のとおり中止を決定したので通知します。

承認する

承認しない

承認しない理由 _____

第8号様式（第9条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金実績報告書

年　　月　　日

大磯町長 殿

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった大磯町環境保全活動推進
補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 大磯町環境保全活動推進補助金事業報告書（第9号様式）
- (2) 当該事業（補助対象外経費を含む。）にかかる収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（ ）

第9号様式（第9条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金事業報告書

申請者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

1. 補助事業として課題解決、効果促進、研究等の取り組みを行った分野

1	地球温暖化・エネルギー対策
2	自然環境の維持・保全
3	生活環境の保全
4	循環型社会の構築
5	環境教育・学習の推進

(該当する番号に○印をつけてください)

2. 補助事業で実施した課題に対する取組内容及び成果

3. 補助事業の実施により町民や町事業に対して期待できる環境保全上の効果に関する分析と自己評価

4. 補助事業を行った主な場所、期間

場所：
期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

※その他、説明に必要な書類を添付してください。

第 10 号様式（第 10 条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで報告のあった大磯町環境保全活動推進補助金に係る補助事業の実績に基づき、次のとおり大磯町環境保全活動推進補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円

第11号様式（第11条関係）

大磯町環境保全活動推進補助金交付請求書

年　月　日

大磯町長 殿

補助事業者 団体等の名称
所在地
電話番号
代表者名
担当者名

年　月　日付け 第　号で確定のあった大磯町環境保全活動推進補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名	預(貯)金種目
金 庫 銀 行 組 合	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	口座名義
	ふりがな 【口座名義は、通帳等を確認して正確に記載してください。】